

企業の皆様方へ

To companies

1 お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安心して招集(教育)訓練に出頭できるよう配慮の程よろしくお願いします。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集(教育)訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。



2 予備自衛官等を雇用するメリット

1. 国を守ることへの貢献 我が国の防衛に貢献できる

2. 地域社会への貢献 災害派遣に参加されることにより、地域社会へ貢献

3. 企業のイメージアップ 自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ

4. 職場の活性化 予備自衛官の存在は、職場の活性化に

5. 人材育成 自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる

即応予備自衛官を雇用する企業様に対しては、雇用に伴う負担に報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えて頂くため一定の支給要件が満たされれば、**即応予備自衛官雇用企業給付金**を給付できる制度を設けています。

**【1人あたり月額】
42,500円
(年間510,000円)支給**
※年4回(3ヶ月分毎)に分けて振込で支給
※給付金は課税対象になります。

3 雇用企業主等訓練研修等の実施

予備自衛官等雇用企業主様等による部隊研修や訓練研修等を実施し、予備自衛官等制度に対する一層の理解及び協力の促進を図っております。

予備自衛官等雇用企業を支える各種制度

雇用時の支援

1 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業(即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主)に給付金が支払われます。



支給要件は? ^{*2}

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集中に応じる期間を特別休暇・勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1:申請を受けた月から、支払の対象となります。※2:支給要件を満たしなくなった場合には支給されません。

支給要件の確認要領は?

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

企業の社会貢献を
国が認定!

2 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

●地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や組織的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます)から行います。

●大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、國の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

●認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

●認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

※有効期間満了前の認定により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、遡って認定が延長されます。

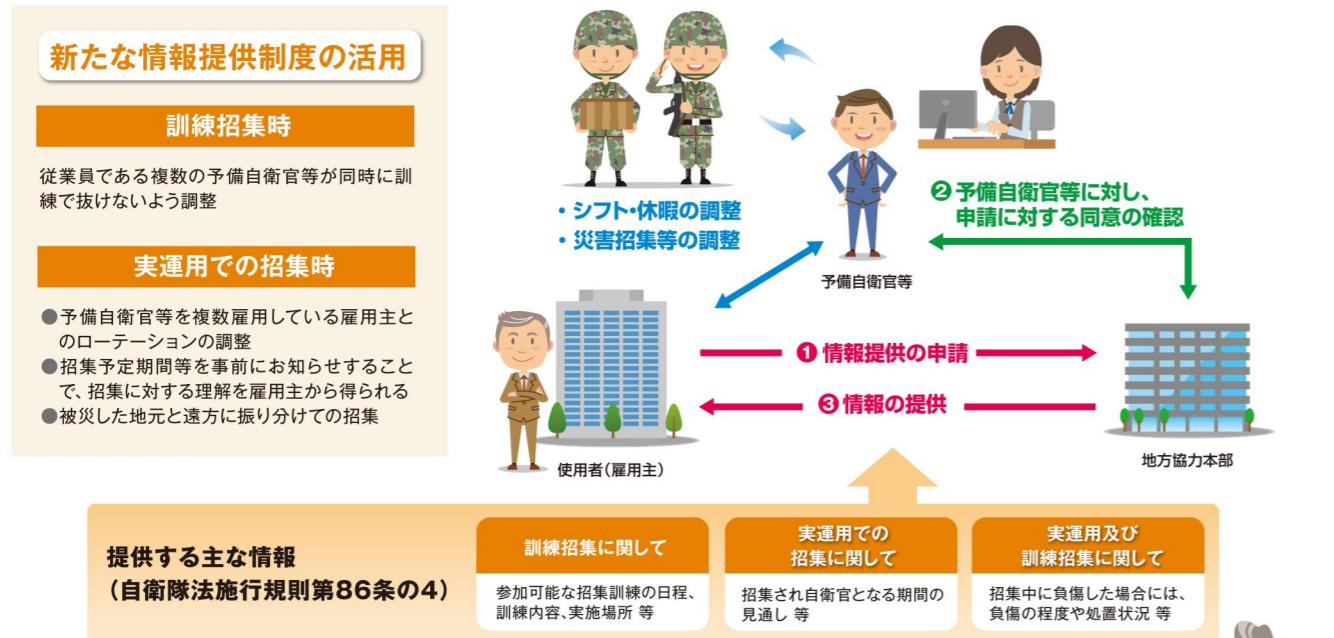
●認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当ないと認められるときには、認定を取り消します。

平常時の支援

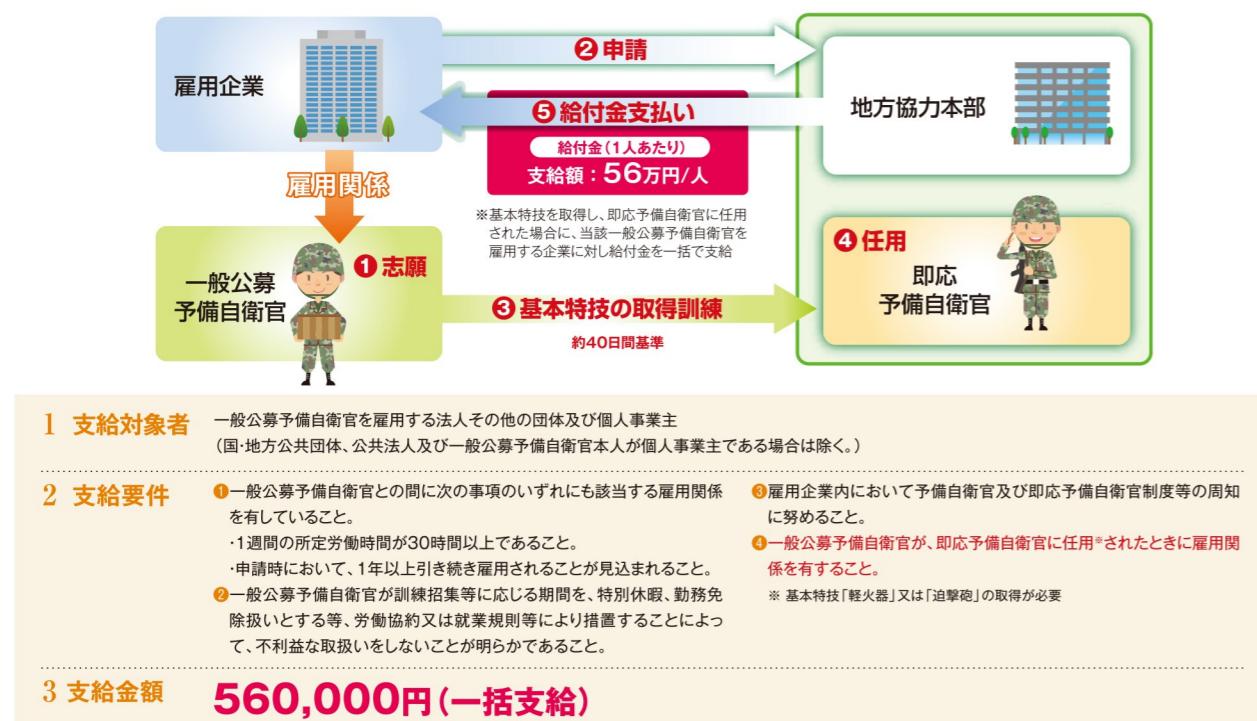
1 雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。



2 即応予備自衛官育成協力企業給付金

自衛官未経験である予備自衛官(以下「一般公募予備自衛官」という。)が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練(「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間)が必要となる。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力に資する給付金制度です。



招集時の支援

もしもの時の負担をサポート

雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合(就業規則における休日は除く)

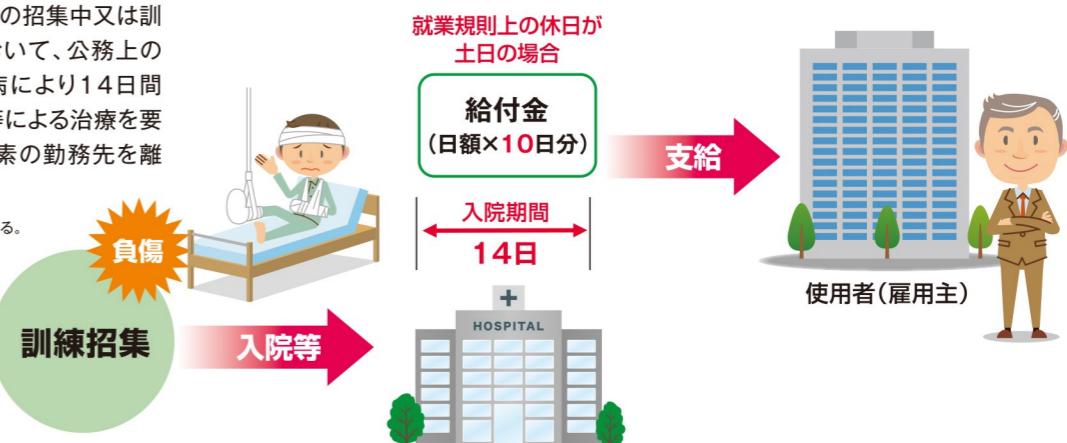


給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療をするため、平素の勤務先を離れた場合

(※)上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかつた日数

※就業規則における休日は除く。

日額 34,000円

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主(国・地方公共団体及び公共団体は除く)

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。